

# 福井信金争議の早期解決を求める決議

旧・武生信金（現・福井信金）が、経営者による大口の不正融資を公益通報しようとした組合役員2名に対し、懲戒解雇を強行した事件は、今年2月28日に最高裁が労働者側の上告を棄却し、不当判決が裁判で確定しました。

その後、福井信金と団体交渉を行いました。金庫側は「裁判で確定した以上、今後団体交渉はしない」などと、争議解決に向けた話し合いさえ拒否しています。

金融労連は「経営者による長年にわたる不正融資を告発した労働者を懲戒解雇し、不正を隠蔽し続けてきた経営者には多額の退任慰労金が支払われたまま」という異常な実態を社会的に訴えていくため、6月21日に公開質問状を金庫に提出し、質問への回答も含め社会に広く明らかにする取り組みを進めています。

公開質問状では、①金庫が懲戒解雇理由としているメールアクセス行為を、他の職員も行っていたにもかかわらず、なぜ2名だけを懲戒解雇処分としたのか、今後も、同一行為が発生した場合、懲戒解雇処分とされるのか、人によっては支店長への昇進もありえる程度の軽微なものとして取り扱うのか。②組合は役員による不正融資が表面化する前から、元理事長らに対する多額の退任慰労金の支払を一定期間凍結することを要求していたにもかかわらず、組合要求を無視し、多額の退任慰労金を支給し、現在、返還請求訴訟を提起しているが、退任慰労金にも満たないような水準の金額での和解に応じ、不正融資の責任追及自体をうやむやにする考えを持っているのか。③「北陸政界」に情報を流出させた人物が、金庫が刑事告訴（不起訴処分）まで行い、犯人として決め付けていた被解雇者ではなかったことが関係者からの証拠で明らかになった以上、2名に対して謝罪するつもりはないのか。④長きにわたり不正融資を行って、金庫経営に重大な損失を招いた旧武生信金経営者に対して、どのような認識で、どのような対応をされているのか。の4点を問い質しています。

旧武生信金と合併した福井信金が、懲戒処分基準の公平性や不正融資を行った経営者の責任追及などについてさえ、これまでの労働組合との団体交渉においても説明できないまま、争議解決に背を向けていたのでは、金庫内部に溜まった「負の遺産」を一掃するどころか、不正を隠蔽する体質は、何ら改善されていないといっても過言ではありません。

金融労連は、今後とも全国・地域の仲間と力を合わせて、金融庁・北陸財務局等の監督官庁や全信協・信金中金等の業界団体の責任で解決を迫るとともに、争議解決まで全力でたたかう決意です。

以上、決議する。

2017年9月17日  
全国金融労働組合連合会  
第12回定期全国大会